

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月30日
【会社名】	株式会社GameWith
【英訳名】	GameWith, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今泉 卓也
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03 - 5775 - 5233 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 陽亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03 - 5775 - 5233 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 陽亮
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 73,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,175,448,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 189,200,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）1 平成29年5月30日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成29年5月30日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成29年6月14日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成29年5月30日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年6月22日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成29年6月14日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	50,000	73,100,000	43,000,000
計（総発行株式）	50,000	73,100,000	43,000,000

- （注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,720円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,720円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は86,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 平成29年6月23日(金) 至 平成29年6月28日(水)	未定 (注)4	平成29年6月29日(木)

(注)1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成29年6月14日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年6月22日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成29年6月14日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成29年6月22日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成29年5月30日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成29年6月22日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成29年6月30日（金）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、平成29年6月15日から平成29年6月21日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成29年6月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	50,000	-

（注）1 引受株式数は、平成29年6月14日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日（平成29年6月22日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
86,000,000	20,000,000	66,000,000

（注）1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,720円）を基礎として算出した見込額であります。平成29年6月14日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額66,000千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限188,200千円については、65,000千円を平成31年5月末までにエンジニアを中心とした人材採用費及び人件費に、残額を上記人員の増加に伴い、平成31年5月末までに本社の増床（新たなフロアの賃借）に係る敷金、什器等の設備投資資金の一部として充当する予定であります。なお、当該設備投資資金に係る不足金額については、手許資金にて充当する予定であります。また、増資資金について具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

（注） 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年6月22日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	683,400	1,175,448,000	東京都港区 今泉 卓也 210,000株 東京都港区赤坂一丁目12番32号 インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合 210,000株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 172,000株 東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ1号投資事業組合 91,400株
計(総売出株式)	-	683,400	1,175,448,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,720円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成29年 6月23日(金) 至 平成29年 6月28日(水)	100	未定 (注)2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社S B I証券 東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注)3

(注)1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と
同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込
証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日(平成29年6月22日)に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成29年6月22日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同
契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成29年6月30日(金))の予定であります。当社普通株式の取引
所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場
(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いま
せん。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	110,000	189,200,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計（総売出株式）	-	110,000	189,200,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成29年6月30日から平成29年7月27日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価（1,720円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 6月23日(金) 至 平成29年 6月28日(水)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品 取引業者の本支店及び 営業所	-	-

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成29年6月22日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成29年6月30日（金））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成29年6月30日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成29年5月30日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 110,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成29年8月1日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年7月27日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

(1)本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の大株主でありその所有する当社普通株式の一部を売り出す今泉卓也、インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合、並びに当社の株主であるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後270日目（平成30年3月26日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社の新株予約権を保有する眞壁雅彦、阿部拓貴、重藤優太、田村航弥、井上健、東陽亮、伊藤修次郎、奥田大介、石橋智幸、金子明人及び半谷智之は、主幹事会社に対し、上記の期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社の新株予約権の行使を行わない旨合意しております。

なお、当社は主幹事会社に対し、上記の期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及び可能性があります。

上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

(2)本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の大株主でありその所有する当社普通株式の一部を売り出すジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成29年9月27日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及び可能性があります。

主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。


4．当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち7,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

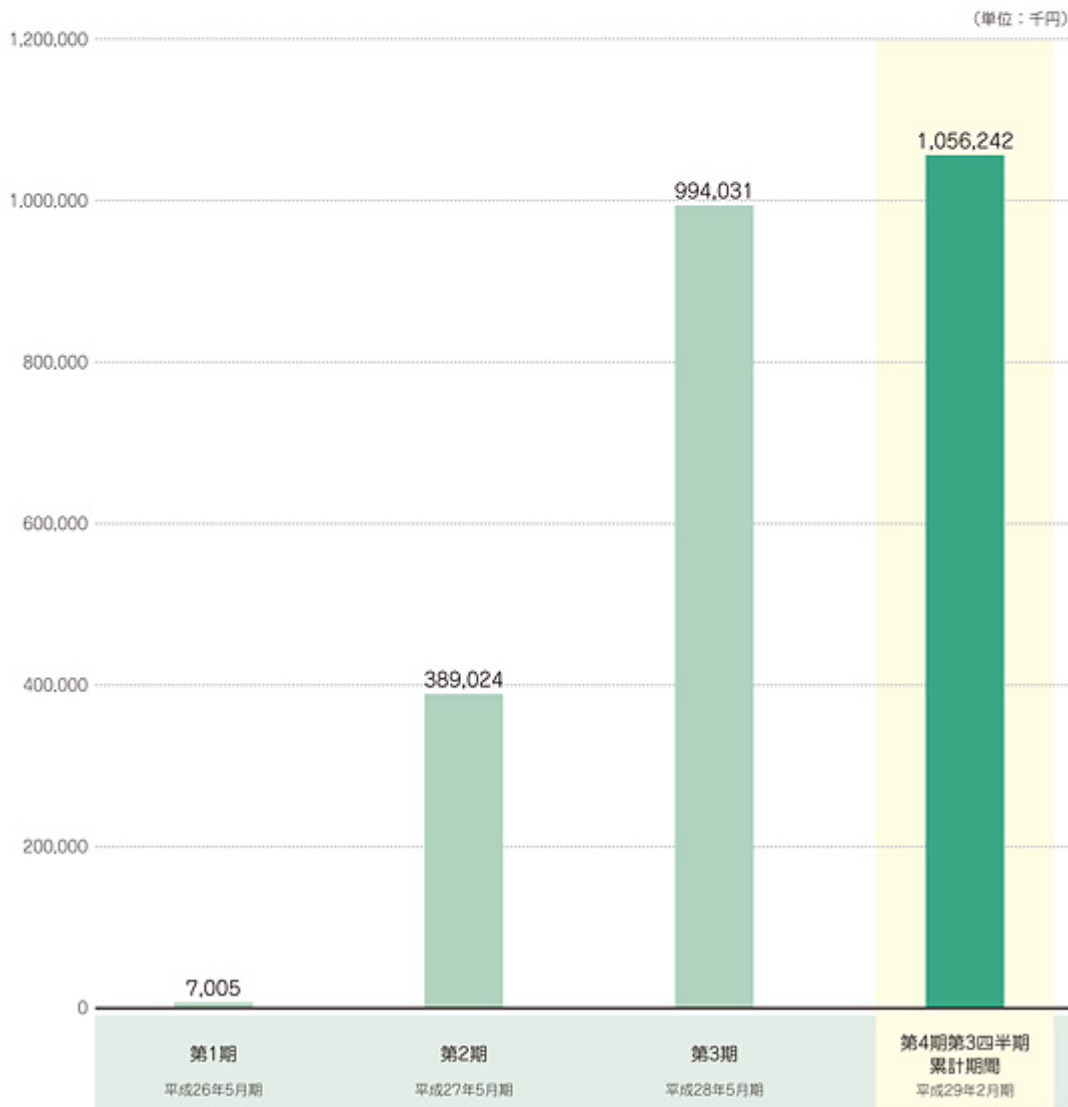
- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1. 事業の概況」～「3. 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社は、「ゲームをより楽しめる世界を創る」という経営理念のもと、平成25年6月に設立いたしました。本当に知りたいゲームの情報が得られる場所が存在すればもっとゲームを楽しめるようになるという思いから、平成25年9月にゲーム攻略情報メディアとしてウェブサイト「GameWith」をリリースいたしました。「GameWith」では現在、ゲーム攻略情報だけでなく、新作ゲームのレビュー、動画配信、コミュニティ機能等を提供しております。

売上高推移



(注) 第1期の売上高には消費税等は含まれておりますが、第2期、第3期及び第4期第3四半期の売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 業績等の推移

提出会社の経営指標等

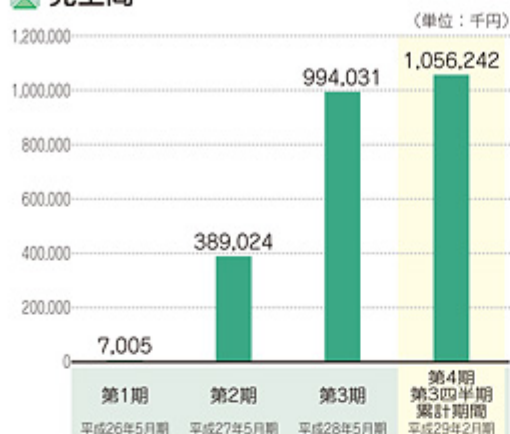
(単位：千円)

回次 決算年月	第1期	第2期	第3期	第4期 第3四半期
	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月	平成29年2月
売上高	7,005	389,024	994,031	1,056,242
経常利益又は経常損失(△)	△34,730	124,567	329,776	414,167
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△34,996	94,263	220,494	285,482
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—
資本金	90,501	340,501	340,501	340,501
発行済株式総数 (株)				
普通株式	3,000	3,000	120,000	164,000
A種優先株式	600	600	24,000	—
B種優先株式	—	500	20,000	—
純資産額	145,004	739,268	959,762	1,245,244
総資産額	151,660	852,293	1,211,434	1,496,228
1株当たり純資産額 (円)	△1,387.56	10.89	37.78	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△12,241.83	12.83	26.89	34.81
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	95.6	86.7	79.2	83.2
自己資本利益率 (%)	—	21.3	26.0	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	97,475	279,217	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△118,652	△67,681	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	498,219	—	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	619,179	830,714	—
従業員数 (人)	7	8	26	—
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(35)	(53)	(—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第1期の売上高には消費税等は含まれておりますが、第2期、第3期及び第4期第3四半期の売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第2期、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 当社は、第2期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
9. 第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第4期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しております。第2期、第3期及び第4期第3四半期の財務諸表及び四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査または四半期レビューを受けております。なお、第1期については、有限責任 あずさ監査法人の当該監査を受けておりません。
10. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そのため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成29年2月15日付をもって、株主の請求に基づき、A種優先株式(24,000株)、B種優先株式(20,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式44,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式については同日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消滅しております。
12. 第4期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第4期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第4期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
13. 当社は、平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

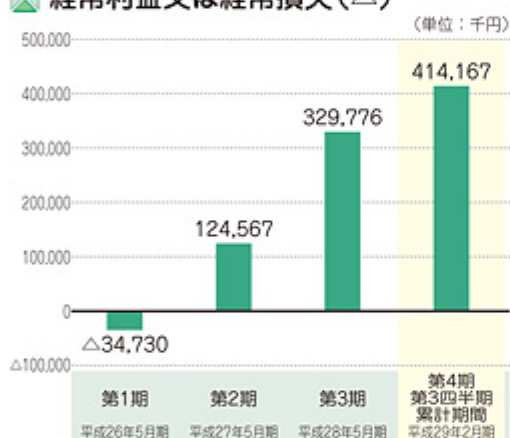
回次 決算年月	第1期	第2期	第3期	第4期 第3四半期
	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月	平成29年2月
1株当たり純資産額 (円)	△0.69	10.89	37.78	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△6.12	12.83	26.89	34.81
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)

売上高

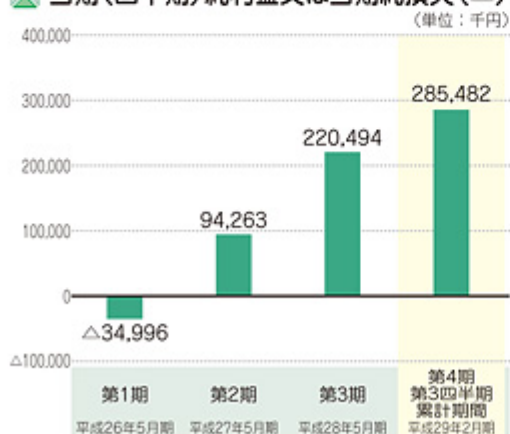


(注) 第1期の売上高には消費税等は含まれておりますが、第2期、第3期及び第4期第3四半期の売上高には、消費税等は含まれておりません。

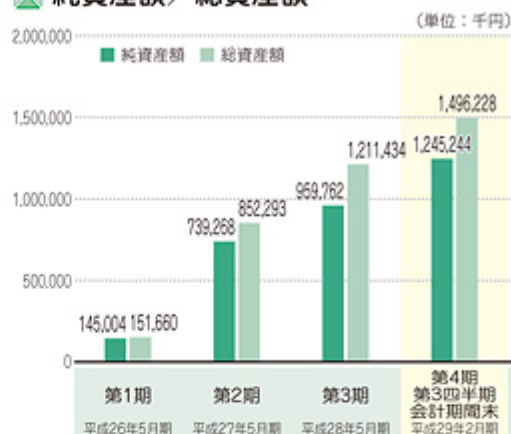
経常利益又は経常損失(△)



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



純資産額／総資産額



1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3. 事業の内容

当社は、「GameWith」のメディアとしての価値を高めるために、以下の①～④のコンテンツの提供と充実を図っております。

① ゲーム攻略記事

主にスマートフォンゲーム等の攻略情報に関する記事を提供しております。

当社の特長は、ゲームの攻略や記事の作成を外注するのではなく、当社に所属するライターがゲームタイトル毎にプロジェクトチームを編成し、実際にゲームを攻略して記事を作成する点にあります。ゲームに特化したライターが複数人で記事を作成することで正確性の高いゲーム攻略情報の提供が可能であると考えております。また、平成26年5月に開始した「GameWorks」はゲーマーのためのクラウドソーシングであり、当社が作成した攻略情報に対して一般ユーザーから募った意見や間違いの指摘を踏まえて反映させることで、正確性の高いゲーム攻略情報の提供が可能であると考えております。

さらに、ゲーム内でのイベントやアップデートに合わせてタイムリーに記事の提供を行うことでユーザーのニーズに対応し、メディアとしての価値を高めていると考えております。

また、平成28年5月に攻略情報に関連するアプリをリリースいたしました。従来ウェブサイトで行っていた攻略情報をアプリ化してリリースすることにより、ユーザーはより快適に当社のコンテンツを利用することが可能となっております。また、攻略情報アプリでは、ゲームの共闘メンバーの募集に係る自動マッチング機能等を設けております。

なお、平成29年4月末時点では9つのiOSアプリと1つのAndroidアプリをリリースしておりますが、今後もユーザー数、ページビュー数等当社の基準に照らして新たな展開を検討してまいります。

② ゲームレビュー

新たにゲームを始めるきっかけ作りのため、ゲームのレビュー情報の提供を行っております。

ここでは、ゲームの情報が発表されると、当社に所属するライターがレビュー記事を作成し、一部のゲームについては自社スタジオで動画の制作を行うことで、よりゲームの良さが伝わりやすいレビュー記事の作成を行っております。

ユーザーはレビュー記事を見ることで、リリース前から新作ゲームの内容を把握することができるだけでなく、「GameWith」の事前登録機能を利用することで新作ゲームがリリースされた際には通知を受け取ることも可能となっております。

③ 動画配信コンテンツ

動画配信コンテンツは当初、攻略情報をユーザーにより分かりやすく伝える手段として掲載されておりましたが、現在は当該役割のみならず、リアルタイムでのゲームプレイ動画の配信等、動画ならではのコンテンツの企画・運営を行うことにより、ゲームの楽しみ方をユーザーに提供しております。

当社所属の動画出演者による動画再生数が増加してきたことから、動画中に広告を挿入することで広告

収入を得ているのに加え、当該動画出演者がゲームのプロモーションだけでなく、商品の販売促進を行うサービスも広告商材として販売しております。

④ コミュニティ機能

平成29年3月から提供を開始したコミュニティ機能とは、ユーザー同士で交流することが可能となる機能のことであります。具体的には、お気に入りのユーザーをフォローすることで、フォローしたユーザーの投稿を確認でき、また、ユーザーの投稿に対して、他のユーザーがコメントすることや、「GameWith」の記事やレビューにもコメントを付けることができます。

上記コンテンツの提供と充実を図ったことにより、第4期第3四半期では、「GameWith」は月間8億9,030万ページビュー^(注1)、月間ユーザー数^(注2)4,176万人（以上、第4期第3四半期の月間平均数値）となっており、サービス開始以来順調に増加しております（Google Analytics調べ）。

(注1) 月間ページビューとは、閲覧されたページの合計数です。同じページが繰り返し表示された場合も集計されます。

(注2) 月間ユーザー数とは、ひと月の間に1回以上セッションが発生したユーザー数です。新規とリピーターの両方を含みます。

当社は、先述したコンテンツを提供するなかで、広告主または広告代理店に対して、アドネットワーク^(注3)等を利用した「ネットワーク広告」または「タイアップ広告」として広告枠を販売すること等で収益を得ております。具体的には以下の(1)～(3)となっております。

(注3) アドネットワークとは、広告媒体のWebサイトを多数集めて形成される広告配信ネットワークのことです。

(1) ネットワーク広告

当社は、「GameWith」のインターネット広告枠の他に、動画配信を行う際の広告枠、攻略情報アプリ内の広告枠につき、アドネットワークを経由して広告の配信を行い、広告収入を得ております。

(2) タイアップ広告

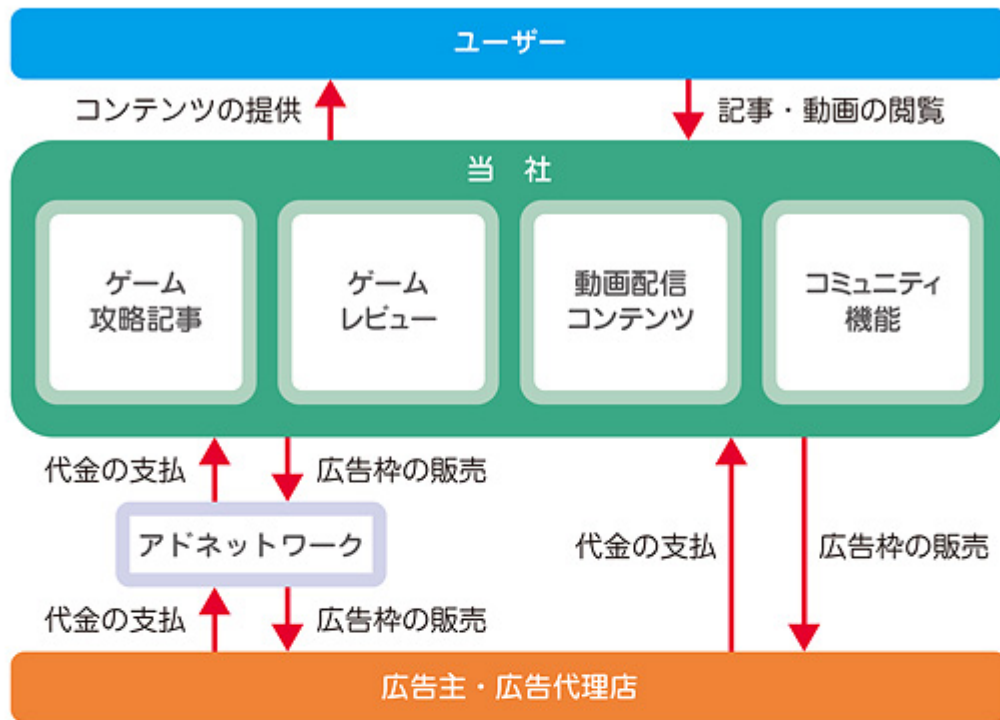
当社は、広告主または広告代理店に対して、広告枠を販売しております。主な広告主は、ゲームパブリッシャー（ゲーム制作会社）であり、当社のメディア価値を商品化し、新作ゲームアプリの認知度向上、当該アプリのユーザーの定着率向上等を目的として、広告主に対して以下のi)～iv)のプロモーションを提案・販売しております。

- i) 当社ウェブメディアでのバナー広告やゲーム紹介動画を含む記事広告等
- ii) ゲームの攻略情報の作成・管理・運用
- iii) Twitter社のTwitterを利用したゲーム紹介等
- iv) 当社所属の動画出演者によるレビュー等

(3) その他

上記(1)(2)の主な商材の他、スマートフォンアクセサリ等の商品企画・販売や、Apple, Incが提供するサービスで、「GameWith」上にリンクを張り、売上に応じた報酬を受け取るというアフィリエイトプログラムを利用した収入等を得ております。

[事業系統図]



第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
売上高 (千円)	7,005	389,024	994,031
経常利益又は経常損失 () (千円)	34,730	124,567	329,776
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	34,996	94,263	220,494
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	90,501	340,501	340,501
発行済株式総数 (株)			
普通株式	3,000	3,000	120,000
A種優先株式	600	600	24,000
B種優先株式	-	500	20,000
純資産額 (千円)	145,004	739,268	959,762
総資産額 (千円)	151,660	852,293	1,211,434
1株当たり純資産額 (円)	1,387.56	10.89	37.78
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	12,241.83	12.83	26.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	95.6	86.7	79.2
自己資本利益率 (%)	-	21.3	26.0
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	97,475	279,217
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	118,652	67,681
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	498,219	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	619,179	830,714
従業員数 (人)	7	8	26
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(35)	(53)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第1期の売上高には消費税等は含まれておりますが、第2期から第3期の売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第2期、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 当社は、第2期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
9. 第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。第2期、第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
なお、第1期については、有限責任 あずさ監査法人の当該監査を受けておりません。
10. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そのため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成29年2月15日付をもって、株主の請求に基づき、A種優先株式（24,000株）、B種優先株式（20,000株）の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式44,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式については同日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。
12. 当社は、平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
1株当たり純資産額 (円)	0.69	10.89	37.78
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	6.12	12.83	26.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

年月	概要
平成25年6月	ゲームの攻略情報サイトの運営を目的として、東京都港区に当社を設立。
平成25年9月	ゲーム攻略情報サイト「GameWith」をリリース。
平成26年3月	本社を東京都港区内で移転。
平成27年6月	本社を東京都港区内で移転。
平成28年9月	ゲーム攻略等の動画実況に係る広告の事業化を開始。
平成29年3月	コミュニティ機能の提供を開始。

3【事業の内容】

当社は、「ゲームをより楽しめる世界を創る」という経営理念のもと、平成25年6月に設立いたしました。本当に知りたいゲームの情報が得られる場所が存在すればもっとゲームを楽しめるようになるという想いから、平成25年9月にゲーム攻略情報メディアとしてウェブサイト「GameWith」をリリースいたしました。「GameWith」では現在、ゲーム攻略情報だけでなく、新作ゲームのレビュー、動画配信、コミュニティ機能等を提供しております。当社の事業は、ゲーム情報メディア「GameWith」の運営・管理を行うメディア事業の単一セグメントであります。

当社は、「GameWith」のメディアとしての価値を高めるために、以下の～のコンテンツの提供と充実を図っております。

ゲーム攻略記事

主にスマートフォンゲーム等の攻略情報に関する記事を提供しております。

当社の特長は、ゲームの攻略や記事の作成を外注するのではなく、当社に所属するライターがゲームタイトル毎にプロジェクトチームを編成し、実際にゲームを攻略して記事を作成する点にあります。ゲームに特化したライターが複数人で記事を作成することで正確性の高いゲーム攻略情報の提供が可能であると考えております。また、平成26年5月に開始した「GameWorks」はゲーマーのためのクラウドソーシングであり、当社が作成した攻略情報に対して一般ユーザーから募った意見や間違いの指摘を踏まえて反映させることで、正確性の高いゲーム攻略情報の提供が可能であると考えております。

さらに、ゲーム内でのイベントやアップデートに合わせてタイムリーに記事の提供を行うことでユーザーのニーズに対応し、メディアとしての価値を高めていると考えております。

また、平成28年5月に攻略情報に関連するアプリをリリースいたしました。従来ウェブサイトで提供を行っていた攻略情報をアプリ化してリリースすることにより、ユーザーはより快適に当社のコンテンツを利用することが可能となっております。また、攻略情報アプリでは、ゲームの共闘メンバーの募集に係る自動マッチング機能等を設けております。

なお、平成29年4月末時点では9つのiOSアプリと1つのAndroidアプリをリリースしておりますが、今後もユーザー数、ページビュー数等当社の基準に照らして新たな展開を検討してまいります。

ゲームレビュー

新たにゲームを始めるきっかけ作りのため、ゲームのレビュー情報の提供を行っております。

ここでは、ゲームの情報が発表されると、当社に所属するライターがレビュー記事を作成し、一部のゲームについては自社スタジオで動画の制作を行うことで、よりゲームの良さが伝わりやすいレビュー記事の作成を行っております。

ユーザーはレビュー記事を見ることで、リリース前から新作ゲームの内容を把握することができるだけでなく、「GameWith」の事前登録機能を利用することで新作ゲームがリリースされた際には通知を受け取ることも可能となっております。

動画配信コンテンツ

動画配信コンテンツは当初、攻略情報をユーザーにより分かりやすく伝える手段として掲載されておりましたが、現在は当該役割のみならず、リアルタイムでのゲームプレイ動画の配信等、動画ならではのコンテンツの企画・運営を行うことにより、ゲームの楽しみ方をユーザーに提供しております。

当社所属の動画出演者による動画再生数が増加してきたことから、平成28年9月から動画中に広告を挿入することで広告収入を得ているのに加え、当該動画出演者がゲームのプロモーションだけでなく、商品の販売促進を行うサービスも広告商材として販売しております。

コミュニティ機能

平成29年3月から提供を開始したコミュニティ機能とは、ユーザー同士で交流することが可能となる機能のことです。具体的には、お気に入りのユーザーをフォローすることで、フォローしたユーザーの投稿を確認でき、また、ユーザーの投稿に対して、他のユーザーがコメントすることや、「GameWith」の記事やレビューにもコメントを付けることができます。

上記コンテンツの提供と充実を図ったことにより、第4期第3四半期では、「GameWith」は月間8億9,030万ページビュー（注1）、月間ユーザー数（注2）4,176万人（以上、第4期第3四半期の月間平均数値）となっております、サービス開始以来順調に増加しております（Google Analytics調べ）。

（注1）月間ページビューとは、閲覧されたページの合計数です。同じページが繰り返し表示された場合も集計されます。

(注2) 月間ユーザー数とは、ひと月の間に1回以上セッションが発生したユーザー数です。新規とリピーターの両方を含みます。

当社は、先述したコンテンツを提供するなかで、広告主または広告代理店に対して、アドネットワーク(注3)等を利用した「ネットワーク広告」または「タイアップ広告」として広告枠を販売すること等で収益を得ております。具体的には以下の(1)～(3)となっております。

(注3) アドネットワークとは、広告媒体のWebサイトを多数集めて形成される広告配信ネットワークのことで、す。

(1) ネットワーク広告

当社は、「GameWith」のインターネット広告枠の他に、動画配信を行う際の広告枠、攻略情報アプリ内の広告枠につき、アドネットワークを経由して広告の配信を行い、広告収入を得ております。

(2) タイアップ広告

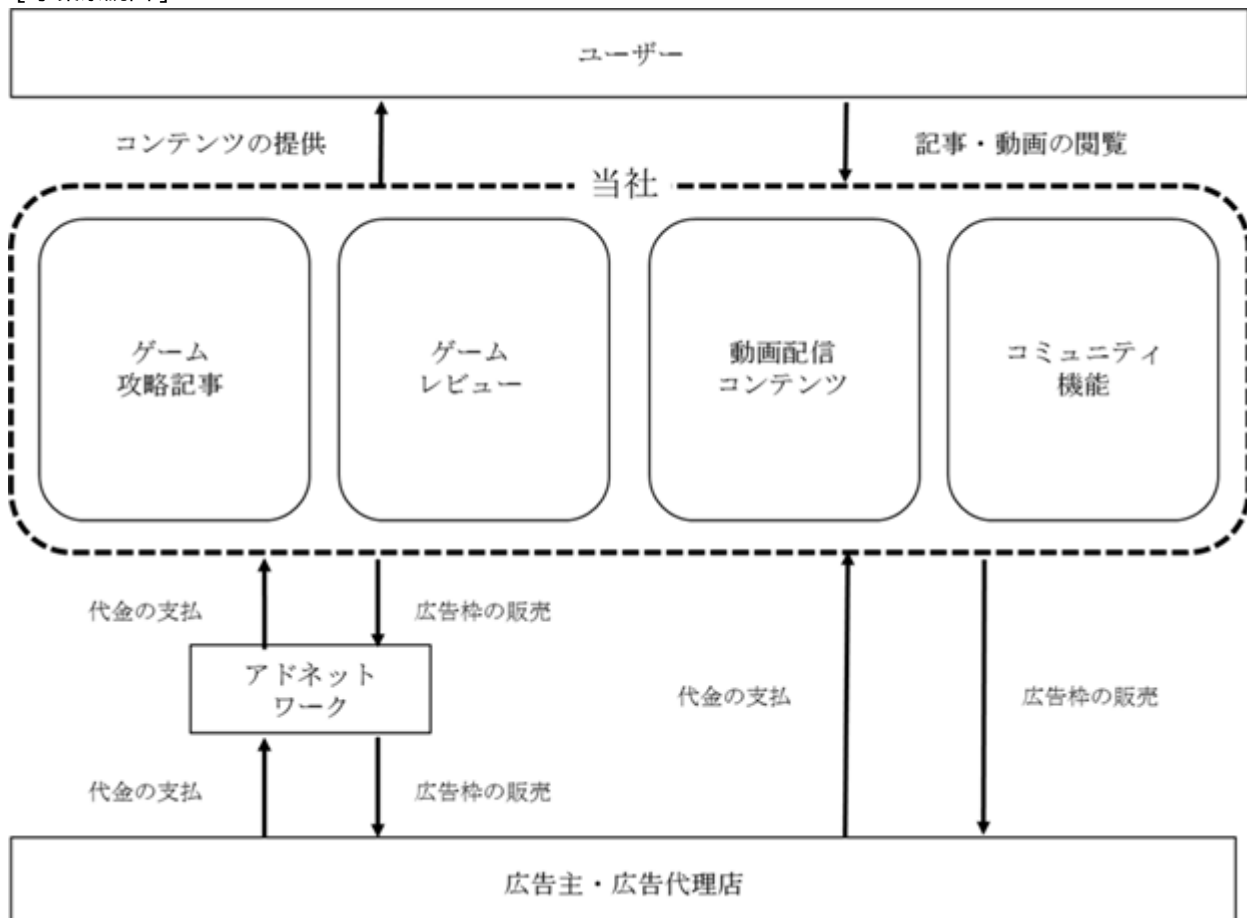
当社は、広告主または広告代理店に対して、広告枠を販売しております。主な広告主は、ゲームパブリッシャー(ゲーム制作会社)であり、当社のメディア価値を商品化し、新作ゲームアプリの認知度向上、当該アプリのユーザーの定着率向上等を目的として、広告主に対して以下の()～()のプロモーションを提案・販売しております。

-) 当社ウェブメディアでのバナー広告やゲーム紹介動画を含む記事広告等
-) ゲームの攻略情報の作成・管理・運用
-) Twitter社のTwitterを利用したゲーム紹介等
-) 当社所属の動画出演者によるレビュー等

(3) その他

上記(1)～(2)の主な商材の他、スマートフォンアクセサリ等の商品企画・販売や、Apple, Incが提供するサービスで、「GameWith」上にリンクを張り、売上に応じた報酬を受け取るというアフィリエイトプログラムを利用した収入等を得ております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
39(63)	31.3	1.4	6,389

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は「メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 従業員数が最近1年間において15名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第3期事業年度(自平成27年6月1日至平成28年5月31日)

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、企業収益も改善傾向にあります。そのテンポは緩やかになっております。

当社をとりまく経営環境につきましては、インターネット広告市場は継続的に拡大を続けており、インターネット広告費は、平成25年は9,381億円であったものが、平成28年では前年比13.0%増の1兆3,100億円となっております。とりわけ、運用型広告費()は、平成25年は4,122億円であったものが、平成28年度では前年比18.6%増の7,383億円と成長しております(注1)。

また、我が国のモバイルインターネットの利用環境につき、平成27年9月末のスマートフォン契約数は7,237万件となっており、携帯電話端末契約数全体の56.9%まで達しており、スマートフォン契約数は今後も拡大するものと予測されております(注2)。また、スマートフォン向け広告費に係る市場規模は、平成29年度には5,369億円、平成30年度には6,182億円になると予測されております(注3)。

このような環境のもと、当社におきましては、ゲーム攻略情報サイト「GameWith」にて、スマートフォンゲームに係る攻略情報の提供に注力してまいりました。当社所属の攻略情報ライターが記事を作成し、自社で検証したゲーム攻略情報を安定的に提供することにより、ユーザーからの支持が得られていると考えております。また、新作ゲームをレビューするコンテンツをリリースしたことにより、攻略情報を利用する既存ユーザー以外に、新たにゲームを始めようとするユーザーのニーズに対応しております。

以上の結果、当事業年度の売上高994,031千円(前年同期比155.5%増)、営業利益は330,759千円(前年同期比160.4%増)、経常利益は329,776千円(前年同期比164.7%増)、当期純利益は220,494千円(前年同期比133.9%増)となりました。

なお、当社は「メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(注1)株式会社電通「2013年日本の広告費」「2016年日本の広告費」

(注2)株式会社MM総研「スマートフォン・MVNOの月額利用料とサービス利用実態(2015年12月)」

(注3)株式会社CyberZ・株式会社シード・プランニング共同調べ「2016年スマートフォン広告市場動向調査」

()運用型広告とは、膨大なデータを処理するプラットフォームにより、広告の最適化を自動的もしくは即時的に支援する広告手法のことです。

第4期第3四半期累計期間(自平成28年6月1日至平成29年2月28日)

当第3四半期累計期間における我が国経済は、一部に改善の遅れもみられますが、緩やかな回復基調が続いております。企業収益についても改善の動きがみられ、雇用情勢も改善しておりますが、個人消費については持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みがみられております。

当社の属するインターネット広告市場においては、国内のインターネット普及率は毎年増加しており、平成27年のインターネット普及率は83.0%(注1)となっております。これに伴い、インターネット広告市場は、テレビ、新聞に次ぐ広告媒体へと成長し、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。特に、スマートフォン向け広告費に係る市場規模は、平成29年度には5,369億円、平成30年度には6,182億円になると予測されております(注2)。

当社におきましては、既存の商材であるネットワーク広告につき、広告運用に係るオペレーションや広告枠の改善等を行い、収益性の改善に取り組みました。また、第2四半期から引き続き、タイアップ広告の販売の強化や動画広告等の新たな商材の展開に積極的に取り組みました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,056,242千円、営業利益は414,592千円、経常利益は414,167千円、四半期純利益は285,482千円となりました。

なお、当社は「メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(注1)総務省「平成27年通信利用動向調査」

(注2)株式会社CyberZ・株式会社シード・プランニング共同調べ「2016年スマートフォン広告市場動向調査」

(2)キャッシュ・フロー

第3期事業年度(自平成27年6月1日至平成28年5月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べて211,535千円増加し、830,714千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は279,217千円（前事業年度は97,475千円の獲得）となりました。主な増減要因は税引前当期純利益329,776千円、売上債権の増加76,420千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は67,681千円（前事業年度は118,652千円の支出）となりました。主な支出要因は有形固定資産の取得による支出65,896千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません（前事業年度は498,219千円の獲得）。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は「メディア事業」の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第3期事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)		第4期第3四半期累計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
メディア事業	994,031	155.5	1,056,242
合計	994,031	155.5	1,056,242

(注) 1. 最近2事業年度及び第4期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第2期事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		第3期事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)		第4期第3四半期累計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	120,059	30.9	361,768	36.4	565,263	53.4
株式会社ジーニー	99,663	25.6	608,190	61.2	226,358	21.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

(1) 新規事業の展開と新たな収益モデルの構築について

当社は、ゲーム攻略情報サイト「GameWith」の運営を行っておりますが、当社が今後も継続的に成長していくためには、常にユーザーのニーズを把握し、新規コンテンツや周辺事業の展開を図ることにより、コンテンツを充実させ、かつ新たな収益モデルの構築に取り組むことが重要な課題と認識しております。

そのためには、既存コンテンツの拡充だけでなく、高いシナジーが見込まれる領域を選別し、積極的にその拡充を図る必要があります。具体的には、以下の通りです。

登録会員に対する付加価値創出

「GameWith」では平成26年9月より、利用規約、プライバシーポリシーに同意した上で会員登録を実施しており、平成29年3月末現在、564,830名の登録があります。ユーザーは会員登録することで、無料で「GameWith」内で会員限定コンテンツの閲覧等が可能となります。

当社では、今後登録会員のゲームの嗜好や属性を分析することで更なる付加価値の向上を行い、当社独自のサービスを生み出し、将来的に一部有料課金モデルへの移行を検討することで、新たな収益モデルの構築に取り組んでまいります。

事前登録機能の展開

当社では、平成28年10月より、「GameWith」の登録会員に対してアプリゲームの事前登録機能を提供しております。現在の事前登録機能は、配信するゲームの情報を当社がいち早く通知するサービスとなっております。今後は、ゲームパブリッシャーと協働することでゲームアイテムを提供する等ユーザーに喜ばれる事前登録機能を検討することで、新たな収益モデルの構築に取り組んでまいります。

物販事業の継続的な拡大

当社では、平成29年4月より、ユーザーによりゲームを楽しんでもらうために、スマートフォンアクセサリ等の商品企画、販売の開始しております。上記商品につき、より多くのユーザーに認知してもらうことが課題であり、当該課題を解消するために、当社所属の動画出演者がプロモーションを行っていく等商品訴求力の向上に努めることで、新たな収益モデルの構築に取り組んでまいります。

(2) 人材の確保及び組織力の強化について

当社が今後の継続的な成長のためには、特にサービス開発に係るエンジニアや、当社オリジナルの記事を作成するライターの確保と既存社員の育成が重要な課題と認識しております。引き続き積極的な採用活動と社内研修体制の強化及び社員が働きやすい環境を整備することで人材の確保及び組織力の強化に取り組んでまいります。

(3) 内部管理体制の強化について

当社がユーザーに安定したサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、内部統制システムの強化が必要であると認識しております。そのため、事業等のリスクを適切に把握及び対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、引き続き内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(4) セキュリティシステム及び保守管理体制について

当社の展開する事業は、システムのセキュリティ及び保守管理体制の整備が重要であり、常にこれらの充実が重要な課題であると認識しております。今後も、市場環境の変化に対応したセキュリティの維持及び保守管理体制の整備を進める方針です。

(5) サービスの健全性と安全性の維持について

当社は、利用者が安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上並びに事業の発展に寄与するものと考えております。これは、当社が運営する「GameWith」が、単なる情報メディアとしてではなく、ユーザー同士のコミュニケーションの場にもなっていることから、当社としてはその健全性と安全性に取り組むことが不可欠であると認識しています。具体的には、個人情報保護等の法令遵守に取り組むだけでなく、サイト自体の安全性を高め、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化のためにカスタマーサポート担当を定める等、監視、サービスの健全性の維持に引き続き取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

スマートフォンゲーム市場について

我が国のモバイルインターネットの利用環境につき、平成27年9月末のスマートフォン契約数は7,237万件と、携帯電話端末契約数全体の56.9%まで達しており、スマートフォン契約数は今後も拡大するものと予測されております（注1）。また、スマートフォンの主たるコンテンツである国内のスマートフォンゲームの市場規模も、平成23年度では480億円であったものが、平成27年度には8,950億円となっており、平成28年度には9,250億円、平成29年度には9,450億円まで推移すると予測されております（注2）。

しかしながら、新たな法的規制の導入、技術革新、スマートフォンの普及減退、ゲーム開発事業者の動向等により、市場の成長が大きく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（注1）株式会社MM総研「スマートフォン・MVNOの月額利用料とサービス利用実態（2015年12月）」

（注2）株式会社矢野経済研究所「スマホゲーム市場に関する調査結果 2015」

インターネット広告市場について

当社は、メディア事業を主たる事業としており、インターネットの更なる利用拡大と環境整備が、事業の継続的發展に不可欠であると考えております。日本国内のインターネット普及率は毎年増加しており、平成27年のインターネット普及率は83.0%（注3）となっております。これに伴い、インターネット広告市場は、テレビ、新聞に次ぐ広告媒体へと成長し、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。特に、スマートフォン向け広告費に係る市場規模は平成29年度には5,369億円、平成30年度には6,182億円になると予測されております（注4）。

しかしながら、広告市場は景気動向の影響を受けやすいため、今後急激な景気動向の変化が生じた場合には、インターネット広告を含む広告需要に影響を及ぼす可能性があります。また、他の広告媒体の拡大や過度な競争等により、インターネット広告の媒体としての価値が低下し、インターネット広告市場が順調に拡大しない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（注3）総務省「平成27年通信利用動向調査」

（注4）株式会社CyberZ・株式会社シード・プランニング共同調べ「2016年 スマートフォン広告市場動向調査」

競合について

当社は、ゲームの攻略情報を中心とした各種コンテンツを提供しておりますが、現時点で競合他社が多数存在しているほか、参入障壁も高くないことから新規事業者の参入が相次いでおります。当社では、特に情報の質にこだわり、他社との差別化を図っております。

しかしながら、競合他社との競争が激化し、ユーザーの流出またはページビュー（PV）数の減少等が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

ユーザーの嗜好の変化及び新規事業の展開について

当社は、ゲーム攻略情報サイト「GameWith」の運営を行っておりますが、当社が今後継続的に成長していくためには、常にユーザーのニーズを把握し、新規コンテンツや周辺事業の展開を図ることにより、コンテンツの充実、ユーザー数またはPV数を増加させ、併せて新しい収益モデルの構築に取り組むことが重要な課題と認識しております。そのためには、既存コンテンツの拡充だけでなく、高いシナジーが見込まれる領域を選別し、積極的にその拡大を図って行く必要があります。

しかしながら、トレンドやユーザーの嗜好の変化に応じたサービスを提供できない場合、または対応が遅れた場合、ユーザーの流出またはPV数の減少等が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、新規事業の展開を行っていくうえで、必要な人材の確保、システム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生する可能性があります。また、当社を取り巻く環境の変化や、新規事業に係る不確定要素の存在等により、当初の計画通りに結果が得られない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システムトラブルについて

当社は、ゲーム攻略情報サイト「GameWith」において、ユーザーに対して安定的にサービスを提供するために、コンピュータシステムを構築しています。当社は運営サイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減させるために、安定運用のためのシステム強化、セキュリティ対策及びサーバーの分散化等の対策を行っております。

しかしながら、地震、津波などの自然災害、火災、事故、停電などの予期せぬ事象の発生によって、当社の設備または通信ネットワークに障害が発生した場合は、当社の事業活動が不可能になります。また当社もしくはインターネット・サービス・プロバイダーのサーバーが何らかの原因によって作動不能になる、または外部からの不正アクセス犯罪等によりネットワーク障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には、当社の事業及び業績、さらに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

ウェブサイト及びアプリ内の安全性及び健全性の維持について

当社では、当社のサイト内に掲示板を設け、ユーザー同士の交流の場を提供しており、不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っております。そのため、当該掲示板には好意的な内容だけでなく、公序良俗に反する内容、誹謗中傷等の悪意的な内容や、他社の知的財産権、名誉、プライバシー、その他の権利等の侵害、その他不適切な投稿がなされる危険性があります。当社におきましては、ウェブサイト内の禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し定期的な書き込みの内容を確認しており、利用規約に違反した利用者に対してはユーザーサポートから改善要請等を行っており、また当社が不適切であると判断した場合には原則として書き込みの削除及びユーザーの利用制限を行っております。

しかしながら、急激なユーザーの増加等により、不適切な投稿を当社が発見できなかった場合、または発見が遅れた場合、ユーザーからの信頼の低下、さらに企業としての社会的信頼性の毀損により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

広告掲載記事について

当社が運営するゲーム攻略情報サイト「GameWith」に掲載される広告は、広告代理店等が内容を精査するとともに、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令違反や公序良俗に反する広告の排除に努めております。

しかしながら、人為的な要因等により当社が掲載した広告に瑕疵があった場合、当社の社会的信頼性の毀損により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定取引先への集中について

「第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況 (3)販売実績」に記載のとおり、特定の取引先への売上高の合計額は、当社の第3期事業年度において総売上高の97.6%となり、総売上高の大部分を占めております。当社におきましては、与信管理規程を設け、与信管理体制の構築・運用を行っており、また、既存取引先との関係を維持しつつ、新規取引先の獲得にも注力していくことを継続的に行い、特定の取引先への集中度をより低減させていく方針であります。

しかしながら、当該特定取引先の事業戦略の変化等何らかの理由により、取引金額が大きく減少した場合または当該特定取引先を喪失した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定のゲームタイトルへの依存について

当社が運営するゲーム攻略情報サイト「GameWith」等においては、株式会社ミクシィが提供しているスマートフォンゲームアプリ「モンスターストライク（モンスター）」等の特定のゲームタイトルに関するコンテンツ提供及びそれに係るPV数の占める割合が高くなっております。また、ゲームタイトルごとにイベントが開催され、イベント開催中は通常時よりPV数が多くなる傾向があります。

当社では取扱いゲームタイトルの分散化及びユーザーの嗜好に合ったコンテンツ選びを図っておりますが、トレンドやユーザーの嗜好の変化に応じたサービスを提供できない場合、もしくは対応が遅れた場合、または、ゲーム会社の都合によりイベントが中止される等ゲーム会社の事業活動・施策の影響によっては、ユーザーの流出またはPV数の減少等が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

プラットフォーム事業者の仕様変更について

当社では、「GameWith」への集客を高めるために取り扱うゲームに関連したSEO対策を実施し、ユーザーの利便性を高めるためにアフィリエイトプログラムと連動した広告非表示サービスを提供しております。

そのため、上記検索エンジンやアフィリエイトプログラムを運営するプラットフォーム事業者の仕様の変更された場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

社歴が浅いことについて

当社は平成25年6月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である今泉卓也は、当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の立案・決定及び事業推進において重要な役割を果たしております。

しかしながら、当社では、業務担当取締役及び事業部門長を配置する等、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

小規模組織に伴うリスク及び人材の確保・育成について

当社は従業員数(契約社員、臨時従業員含む)が、107名(平成29年4月30日現在)と小規模組織であり、内部管理体制は相互牽制を中心としたものとなっております。今後、事業を拡大していくうえで、人材の確保及び内部管理体制の強化を図っていく予定であります。

また、当社の求める人材、特にサービス開発に係るエンジニアや、当社オリジナルの記事を作成するライターの確保が十分になされない場合や人材流出により必要な人材が確保できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制について

インターネット関連事業における法的規制

当社がインターネット上で運営しているメディア事業においては各種法的規制を受けており、具体的には、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」等といった法的規制の対象となっております。当社では、上記を含む各種法的規制に関して、法令遵守体制の整備・強化、社員教育を行っております。

しかしながら、今後インターネット関連事業者を対象とした法的規制の制定または改正がなされることで、当社の業務の一部が制約を受ける場合、または新たな対応を余儀なくされる場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の取扱いについて

当社は、ゲーマーのためのクラウドソーシングである「GameWorks」を通じて、一部個人情報を保有しております。当社は、外部サーバーを利用して当該個人情報を保護するとともに、個人情報等管理規程等を制定し、個人情報の取扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理を行っております。また、従業員に対して個人情報保護に係る継続的な啓蒙活動を行うことで、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、個人情報が外部へ流出した場合には、当社に損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の社会的信頼性が毀損してしまうことにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係る方針について

当社は、運営するサイトの名称につき、商標登録を行っており、今後展開を検討しているサービスを含めて、商標権の取得を目指す方針であります。当社の保有する知的財産の保護につき、侵害されないよう細心の注意を払っておりますが、侵害されている恐れが生じた場合には顧問弁護士等と連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権等の知的財産権の取得にあたり、その検討段階において、十分な検証を行い、ゲームパブリッシャーが有するコンテンツ等他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。

しかしながら、当社の知的財産権の侵害を把握しきれない場合や、侵害に対して適切な措置をとることが出来ない場合、または当社のサービスを表す商標権等が当社以外の第三者に先に取得され、当社の競争力の減退や、何らかの法的措置等が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) その他のリスクについて

配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識し、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ配当の実施の検討を行う予定であります。当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であり、現時点において、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、既存株主の保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

平成29年4月30日時点での新株予約権による潜在株式数は900,000株であり、発行済株式総数8,200,000株の11.0%に相当しております。

ベンチャーキャピタル等の株式保有割合について

平成29年4月30日時点でのベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下「ベンチャーキャピタル等」という。)の保有当社株式数は5,100,000株であり、発行済株式総数8,200,000株の62.2%に相当しております。

このベンチャーキャピタル等が保有する当社株式は、当社の株式上場日以降キャピタルゲインを目的に市場で売却される可能性があり、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。この財務諸表の作成には、資産及び負債、収益及び費用に影響を与える見積りを必要とする箇所がございます。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況等を勘案し、会計基準の範囲内でかつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意下さい。

(2) 財政状態の分析

第3期事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は1,211,434千円であり、前事業年度末に比べ359,140千円増加いたしました。これは主に売上高増加に伴い現金及び預金が211,535千円、売掛金が76,420千円、また、本社移転等に伴い有形固定資産が65,140千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は251,672千円であり、前事業年度末に比べ138,646千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が62,580千円、未払費用が28,766千円、また、本社移転等に伴い資産除去債務が22,746千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は959,762千円であり、前事業年度末に比べ220,494千円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上により利益剰余金が220,494千円増加したことによるものであります。

第4期第3四半期累計期間(自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は1,496,228千円となり、前事業年度末に比べ284,793千円増加いたしました。主な内訳は、売上の増加により現金及び預金が237,206千円、売掛金が51,922千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は250,983千円となり、前事業年度末に比べ689千円減少いたしました。主な内訳は、賞与引当金が13,578千円増加したものの、未払法人税等が14,113千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は1,245,244千円となり、前事業年度末に比べ285,482千円増加いたしました。内訳は、四半期純利益の計上により利益剰余金が285,482千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3期事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(売上高)

売上高は、994,031千円(前事業年度比155.5%増)となりました。これは主に、PV数の増加により「GameWith」での広告収入が順調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

売上原価は、404,606千円(前事業年度比134.7%増)となりました。これは主に、人員増加に伴う人件費の増加等によるものであります。

この結果、売上総利益は589,425千円(前事業年度比172.1%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、258,665千円(前事業年度比188.7%増)となりました。これは主に、人員増加に伴う人件費の増加等によるものであります。

この結果、営業利益は330,759千円(前事業年度比160.4%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は274千円（前事業年度比398.0%増）、営業外費用は1,257千円（前事業年度比50.3%減）となりました。

この結果、経常利益は329,776千円（前事業年度比164.7%増）となりました。

(当期純利益)

法人税等合計は、109,282千円（前事業年度比260.6%増）となりました。

この結果、当期純利益は220,494千円（前事業年度比133.9%増）となりました。

第4期第3四半期累計期間(自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)

(売上高)

売上高は、1,056,242千円となりました。これは主に、既存の商材に加え、タイアップ広告や動画配信を行う際の広告配信を行う等、「GameWith」を利用した新たな商材の展開に積極的に取り組んだ結果によるものであります。

(売上原価)

売上原価は、390,785千円となりました。これは主に、人件費、地代家賃、サーバ利用料であります。

この結果、売上総利益は665,457千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、250,864千円となりました。主な内訳は、人件費、サービス利用料、支払報酬であります。

この結果、営業利益は414,592千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は106千円となりました。主な内訳は雑収入であります。営業外費用は530千円となりました。主な内訳は、為替差損であります。

この結果、経常利益は414,167千円となりました。

(四半期純利益)

法人税等合計は128,685千円となりました。この結果、四半期純利益は285,482千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている様々な課題に対処し、ユーザーにより良いサービスを継続的に提供していくことが必要であると認識しております。そのため、経営者は、外部環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を把握するなかで課題を抽出し、それに対する対応策を実施していく方針であります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社の現在の主たる事業は、メディア事業であります。今後も継続して「GameWith」に経営資源を投下し、事業拡大を図ってまいります。一方で、これまでユーザーのニーズの把握に努め、新作ゲームタイトルのレビュー情報の提供を開始してきましたが、引き続き新規サービスのリリースにも積極的に取り組むことで収益基盤を強化し、長期にわたって持続的な成長を促進してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は89,669千円（資産除去債務23,330千円含む。）であり、その主なものは本社オフィス移転に伴う内装工事及び動画配信用スタジオに係る工事によるものであります。また、当事業年度における重要な設備の除却・売却はありません。

なお、当社はメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4期第3四半期累計期間（自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日）

当第3四半期累計期間において、重要な設備投資はありません。また、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却・売却はありません。

なお、当社はメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に1ヶ所の拠点を設け、メディア運営を行っております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社オフィス (東京都港区)	本社設備	56,375	10,232	122	66,730	26(53)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は99,296千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

4. 当社はメディア事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年4月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事務所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	事務所	220,000	-	増資資金及び 手許資金	平成30年6月	平成31年5月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 予定投資額の220,000千円は敷金を含んでおります。また、本社事務所は賃借することを予定しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,800,000
計	32,800,000

(注)平成29年2月15日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式に関する定款の定めが廃止され、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行ったため、発行可能株式総数は32,144,000株増加し、32,800,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,200,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	8,200,000	-	-

- (注)1.当社は、平成29年2月15日付をもって、株主の請求に基づき、A種優先株式(24,000株)、B種優先株式(20,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式44,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式につきましては、同日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。
- 2.平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,036,000株増加し、8,200,000株となっております。
- 3.平成29年3月29日開催の臨時株主総会決議により、平成29年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年2月26日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	120	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,800(注)1、6	240,000(注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2、6	10(注)2、6、7
新株予約権の行使期間	自平成28年2月27日 至平成36年2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)6	発行価格 10 資本組入額 5 (注)6、7
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- (3) 当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- (4) 新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- (5) 新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、金1,200万円を超えてはならない。

- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、乃至にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、() 一又は一連の取引による他の事業体による当社の買収(合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。)であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合(但し、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない)、又は() 当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
- (7) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられた場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.記載の通り、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
新株予約権を行行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
6. 平成28年2月10日開催の取締役会により、平成28年3月7日付で1株を40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成27年4月22日臨時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年4月30日）
新株予約権の数（個）	108	108
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,320（注）1、6	216,000（注）1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	8,125（注）2、6	163（注）2、6、7
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月23日 至 平成37年4月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 8,125 資本組入額 4,063 （注）6	発行価格 163 資本組入額 82 （注）6、7
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- （3）当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- （4）新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- （5）新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、金1,200万円を超えてはならない。

- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、乃至にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、() 一又は一連の取引による他の事業体による当社の買収(合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。)であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合(但し、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない)、又は() 当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられた場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.記載の通り、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
新株予約権を行行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。
6. 平成28年2月10日開催の取締役会により、平成28年3月7日付で1株を40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成27年11月18日定時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年4月30日）
新株予約権の数（個）	32	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,280（注）1、6	54,000（注）1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	8,125（注）2、6	163（注）2、6、7
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月19日 至 平成37年4月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 8,125 資本組入額 4,063 （注）6	発行価格 163 資本組入額 82 （注）6、7
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- （3）当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- （4）新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- （5）新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、金1,200万円を超えてはならない。

- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、乃至にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、() 一又は一連の取引による他の事業体による当社の買収(合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。)であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合(但し、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない)、又は() 当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられた場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.記載の通り、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
- 新株予約権を行行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 平成28年2月10日開催の取締役会により、平成28年3月7日付で1株を40株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成28年11月9日定時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	-	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	20,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	320(注)2、6
新株予約権の行使期間	-	自平成30年11月10日 至平成38年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 320 資本組入額 160 (注)6
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- (3) 当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- (4) 新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- (5) 新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、金1,200万円を超えてはならない。

- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、乃至にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、() 一又は一連の取引による他の事業体による当社の買収(合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。)であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合(但し、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない)、又は() 当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられた場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.記載の通り、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
- 新株予約権を行行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第 5 回新株予約権（平成29年 1 月18日定時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年 5 月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年 4 月30日）
新株予約権の数（個）	-	5,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-	270,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	320（注）2、6
新株予約権の行使期間	-	自 平成31年 1 月19日 至 平成38年11月 9 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 320 資本組入額 160 （注）6
新株予約権の行使の条件	-	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	（注）5

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

- 3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- （3）当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- （4）新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- （5）新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで）の合計額は、金 1, 2 0 0 万円を超えてはならない。

- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、乃至にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、() 一又は一連の取引による他の事業体による当社の買収(合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。)であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合(但し、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない)、又は() 当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられた場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.記載の通り、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
- 新株予約権を行行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成29年1月18日定時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年4月30日）
新株予約権の数（個）	-	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-	100,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	320（注）2、6
新株予約権の行使期間	-	自平成31年1月19日 至平成38年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 320 資本組入額 160 （注）6
新株予約権の行使の条件	-	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	（注）5

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整される。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- （3）当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- （4）新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- （5）新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、金1,200万円を超えてはならない。

- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、乃至にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、()一又は一連の取引による他の事業体による当社の買収(合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。)であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合(但し、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない)、又は()当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられた場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2.記載の通り、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
- 新株予約権を行行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年6月3日 (注)1	普通株式 1,550	普通株式 1,550	1,001	1,001	-	-
平成25年8月9日 (注)2	普通株式 1,450	普通株式 3,000	14,500	15,501	14,500	14,500
平成26年3月7日 (注)3	A種優先株式 600	普通株式 3,000 A種優先株式 600	75,000	90,501	75,000	89,500
平成27年4月9日 (注)4	B種優先株式 500	普通株式 3,000 A種優先株式 600 B種優先株式 500	250,000	340,501	250,000	339,500
平成28年3月7日 (注)5	普通株式 117,000 A種優先株式 23,400 B種優先株式 19,500	普通株式 120,000 A種優先株式 24,000 B種優先株式 20,000	-	340,501	-	339,500
平成29年2月15日 (注)6	普通株式 44,000 A種優先株式 24,000 B種優先株式 20,000	普通株式 164,000	-	340,501	-	339,500
平成29年4月1日 (注)7	普通株式 8,036,000	普通株式 8,200,000	-	340,501	-	339,500

(注) 1. 当社設立による発行であります。

発行価格646円
資本組入額646円

2. 有償第三者割当

割当先：インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合
発行価格20,000円
資本組入額10,000円

3. 有償第三者割当

割当先：インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合
発行価格250,000円
資本組入額125,000円

4. 有償第三者割当

割当先：インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合
発行価格1,000,000円
資本組入額500,000円

5. 株式分割(1:40)によるものであります。

6. 当社は、平成29年2月15日付をもって、株主の請求に基づき、A種優先株式(24,000株)、B種優先株式(20,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式44,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式については同日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

7. 株式分割(1:50)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	4	-	-	1	5	-
所有株式数(単元)	-	-	-	51,000	-	-	31,000	82,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	62.20	-	-	37.80	100.00	-

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,200,000	82,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	8,200,000	-	-
総株主の議決権	-	82,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成26年2月26日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第2回新株予約権(平成27年4月22日臨時取締役会決議)

決議年月日	平成27年4月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権（平成27年11月18日定時取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役1名 当社従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）退職による権利喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員4名となっております。

第4回新株予約権（平成28年11月9日定時取締役会決議）

決議年月日	平成28年11月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）退職による権利喪失により、本書提出日現在において、付与対象者は当社従業員2名となっております。

第5回新株予約権(平成29年1月18日定時取締役会決議)

決議年月日	平成29年1月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回新株予約権(平成29年1月18日定時取締役会決議)

決議年月日	平成29年1月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式の取得。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	-	-
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 24,000 B種優先株式 20,000	(注)

(注) A種優先株主及びB種優先株主より取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式44,000株を交付しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A種優先株式 24,000 B種優先株式 20,000	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式	-	-	-	-

(注) 平成29年2月15日付取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式及びB種優先株式を全て消却しております。

3【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。当社の配当の基本的な方針は、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案し、配当の実施を決定いたします。

当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実に基本方針とさせていただき所存であり、最近事業年度において配当は行っておりません。

内部留保資金につきましては、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 -名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		今泉 卓也	平成元年3月19日生	平成24年6月 株式会社COSMONAUTS 取締役 平成25年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注)3	3,100,000
取締役	広告事業部長	眞壁 雅彦	昭和54年7月28日生	平成15年4月 株式会社オプト入社 平成21年8月 株式会社モバイルファクトリー取締役 平成22年1月 株式会社オプト モバイル本部長 平成27年1月 当社入社 平成27年4月 当社取締役 平成27年9月 当社取締役 広告営業部長（現 広告事業部長）（現任）	(注)3	-
取締役	管理部長	東 陽亮	昭和54年5月8日生	平成18年12月 監査法人トーマツ（現有限責任 監査法人トーマツ）入所 平成22年10月 公認会計士登録 平成23年12月 株式会社サイバーエージェント入 社 平成25年8月 東陽亮公認会計士事務所開設 所 長（現任） 平成27年7月 当社入社 平成27年9月 当社管理部長 平成28年2月 当社取締役 管理部長（現任）	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		村田 祐介	昭和55年7月11日生	<p>平成15年4月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社（現大和企業投資株式会社）入社</p> <p>平成22年4月 インキュベイトファンド設立 代表パートナー（現任）</p> <p>平成22年5月 インキュベイトファンド1号投資事業有限責任組合設立 無限責任組合員（現任）</p> <p>平成22年9月 インキュベイトファンド株式会社設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>株式会社奇兵隊設立 代表取締役</p> <p>株式会社イストピカ 取締役</p> <p>平成22年12月 株式会社クロスゲームズ 取締役（現任）</p> <p>平成23年6月 株式会社Aiming 監査役</p> <p>平成23年9月 株式会社奇兵隊 取締役（現任）</p> <p>平成24年8月 ウェブリオ株式会社 監査役（現任）</p> <p>平成24年9月 インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合設立 無限責任組合員（現任）</p> <p>平成25年4月 インキュベイトファンド1号-G投資事業有限責任組合設立 無限責任組合員（現任）</p> <p>平成25年6月 株式会社プレイハート 取締役</p> <p>平成25年8月 当社取締役（現任）</p> <p>平成26年3月 株式会社ヘルスケアスタイルラボラトリー（現株式会社ミナカラ） 取締役（現任）</p> <p>平成26年5月 トウギャッター株式会社 取締役（現任）</p> <p>平成26年7月 株式会社ワンダーラスト 取締役（現任）</p> <p>平成26年8月 株式会社KOMPEITO 取締役（現任）</p> <p>株式会社aquwa 取締役（現任）</p> <p>平成26年10月 インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合設立 無限責任組合員（現任）</p> <p>株式会社アクトキャット 取締役（現任）</p> <p>平成27年1月 GameBank株式会社 取締役（現任）</p> <p>平成27年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 企画部長（現任）</p> <p>平成28年8月 Paneo株式会社 取締役（現任）</p> <p>ロボット投信株式会社 取締役（現任）</p>	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		武市 智行	昭和30年11月6日生	昭和54年4月 株式会社四国銀行入行 平成8年5月 株式会社スクウェア(現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 入社 平成8年6月 同社 代表取締役社長 平成12年5月 同社 代表取締役会長 平成13年6月 株式会社ドリーミュージック 代表取締役 平成13年8月 株式会社トリニティーセキュリティーシステムズ(現株式会社ティエスエスリンク) 取締役 平成17年12月 株式会社コピキタスエンターテインメント(現株式会社UEI) 取締役 平成20年6月 株式会社AQインタラクティブ(現株式会社マーベラス) 代表取締役社長 平成21年10月 株式会社武市コミュニケーションズ設立 代表取締役社長(現任) 平成24年3月 株式会社Aiming 取締役(現任) 平成27年4月 当社監査役 GameBank株式会社 監査役(現任) 株式会社SHIFT PLUS 取締役(現任) 平成27年10月 株式会社UEIソリューションズ 監査役 平成28年5月 当社取締役(現任) 平成28年12月 株式会社ジモフル 取締役(現任) 平成29年3月 株式会社UEIソリューションズ 取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		半谷 智之	昭和34年2月13日生	昭和59年4月 株式会社東北中谷入社 昭和60年12月 富国生命保険相互会社入社 平成3年3月 日本インベストメント・ファイナ ンス株式会社(現大和企業投資株 式会社)入社 平成21年4月 DSキャピタル事務サービス株式会 社 代表取締役 平成23年1月 株式会社エクストリーム 監査役 株式会社イストビカ 監査役 平成23年5月 株式会社リアルワールド 監査役 平成25年10月 株式会社クロスゲームズ 監査役 (非常勤) 平成26年6月 株式会社ワンダラスト 監査役 (非常勤) 平成27年4月 当社監査役(現任) 平成27年10月 株式会社アンピション 代表取締 役社長 平成27年11月 株式会社奇兵隊 監査役(非常 勤) 平成28年3月 株式会社アンピション 取締役 (非常勤) 平成28年12月 株式会社リアルワールド 取締 役 監査等委員(非常勤・現任)	(注)4	-
監査役		後藤 勝也	昭和46年9月15日生	平成6年4月 アンダーセン・コンサルティング(現アクセンチュア株式会 社)入社 平成10年4月 弁護士登録 長島・大野法律事務所(現、長 島・大野・常松法律事務所)入所 平成13年1月 AZX Professionals Group創設 パートナー CEO(現任) AZX総合法律事務所設立 パート ナー CEO(現任) 平成17年9月 ファーストエージェント株式会社 設立 代表取締役社長(現任) 平成17年12月 エイジックス株式会社 代表取締 役(現任) 平成25年4月 弁護士法人AZX総合法律事務所設 立 代表社員(現任) 平成27年4月 当社監査役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		森田 徹	昭和36年12月23日生	昭和59年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成4年3月 株式会社スクウェア(現株式会社スクウェア・エニックス)入社 社長室長 平成8年6月 同社 取締役 社長室長 平成10年1月 同社 取締役 業務部長 平成13年10月 株式会社ドリーミュージック入社 経営管理部長 平成15年11月 同社 総務部長 平成17年3月 同社 管理統括部長兼経理部長 平成17年8月 同社 常務取締役 平成18年6月 同社 取締役管理部長 平成27年4月 同社 取締役制作管理部長 平成28年5月 当社監査役(現任) 株式会社ドリーミュージック 監査役(現任)	(注)4	-
計						3,100,000

(注)1. 取締役武市智行氏は、社外取締役であります。

2. 監査役半谷智之氏、後藤勝也氏、森田徹氏は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成29年3月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成29年3月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は経営の透明性と法令順守を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題として認識し、その充実に取り組んでおります。

具体的には、社外取締役を1名設置し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めしております。また、監査役3名全員が社外監査役であり、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

A 取締役会

取締役会は取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っており、原則として毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

B 監査役会

監査役会は監査役3名（全員が社外監査役であり、うち1名は常勤監査役）で構成され、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を目的に、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

なお、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

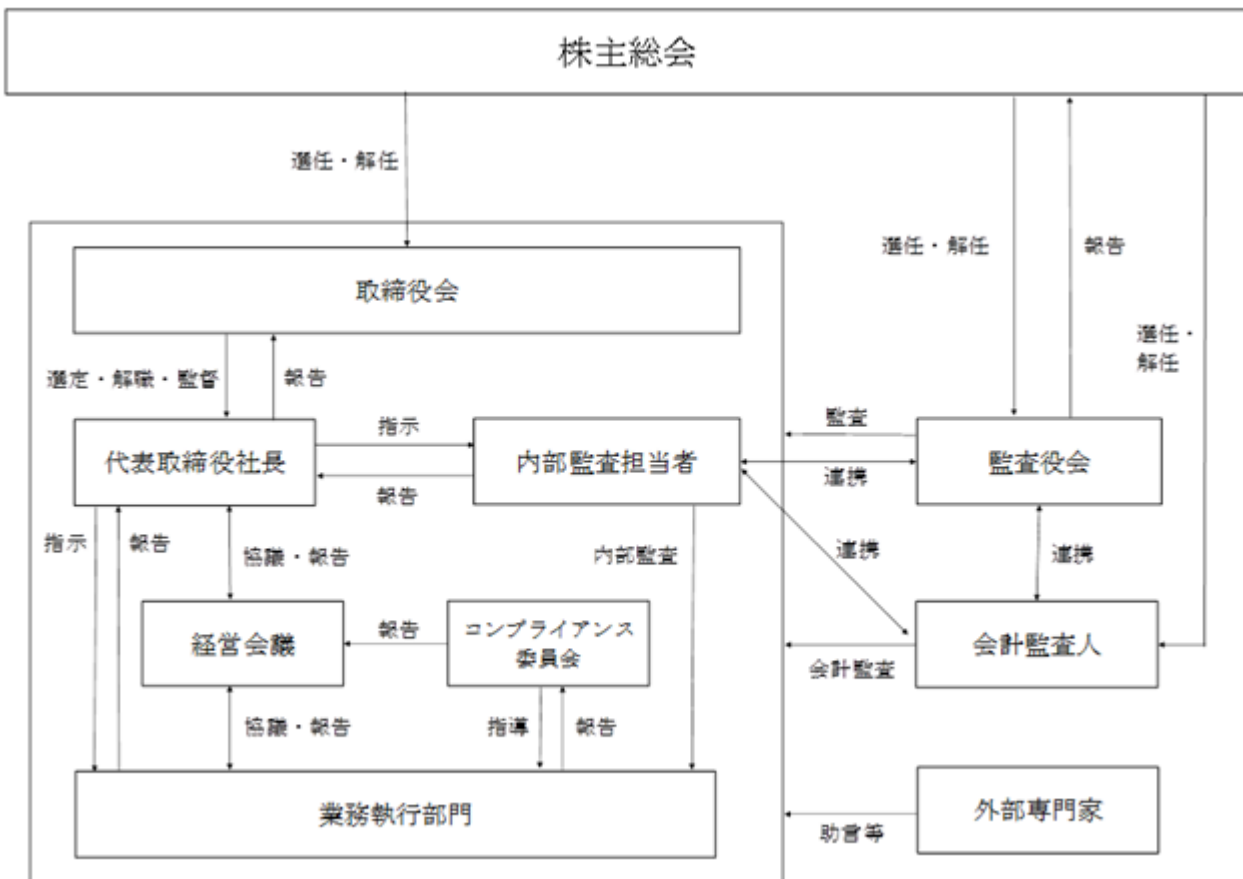
C 経営会議

当社では、取締役(社外取締役は除く)、各事業部長及び常勤監査役が出席する経営会議を毎週1回開催しております。経営会議では、各事業部から業務施行状況の報告と情報共有、それに伴う施策の決定及び経営に関する重要事項の審議を行っております。

D コンプライアンス委員会

当社では、取締役(社外取締役は除く)、各事業部長及び常勤監査役が出席するコンプライアンス委員会を毎月1回開催しております。コンプライアンス委員会では、各事業部から法令遵守に係る状況の報告と情報共有、それに伴う施策の審議及び労務状況の報告を行っております。

当社の企業統治の体制を図示すると次のとおりであります。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、取締役会にて機動的な意思決定を行う一方、社外監査役によって構成されている監査役会にて、客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となるため、当該体制を採用しております。

ハ．その他の企業統治に関する事項

A 内部統制システムの整備の状況

当社では業務執行の適正性を確保する体制として、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の「内部統制システムに関する基本方針」において、法令及び定款、社内規程の遵守を基本的な行動規範として定めており、全社にポータルサイトを通じて周知・徹底しております。
- ・代表取締役社長直轄の経営企画室が内部監査を実施し、当該結果を代表取締役社長に適宜報告します。
- ・コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあっております。
- ・コンプライアンスに関する教育・研修を定期開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
- ・「公益通報者保護規程」を制定し、内部通報制度を整備・運用しております。
- ・反社会的勢力とは決してかかわりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する方針です。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」その他の社内規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に定められた期間の保存・管理を行うものとしております。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ・コンプライアンス委員会にて、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ・危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

d. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて実施すべき具体的な目標及び施策を定めるものとしております。当該計画の達成に向けて、月次で予算管理を行い、計画の進捗状況を評価する主要な指標については、経営会議にて情報共有を行っております。
- ・取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。

e. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築及び継続的な運用を行います。また、評価の結果、不備があれば適宜は正措置を講じることで財務報告の信頼性を確保しております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ・監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- ・当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、法令及び定款違反並びに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役は、内部監査を担当する経営企画室及び会計監査人と緊密に連携し、監査の実効性確保を図っております。
- ・監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会及び使用人から職務執行状況の報告を求められます。

・取締役会及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することになっております。

h. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

・当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、管理部を主管部署とし、毅然とした態度で臨むとともに、必要に応じて外部専門機関との連携を行います。

B リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理規程を定め、リスク管理はコンプライアンス委員会に包括しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。また、各部署は、社内規程に従って業務を遂行し、企業リスクの軽減に努めております。

b. コンプライアンス体制の整備状況

当社では、コンプライアンス規程を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の取締役ならびに社内より選出した社員からなる同委員会において、法令遵守について都度確認、啓蒙し、各取締役がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

情報セキュリティについては、情報セキュリティリスクに対する安全管理措置を講じ、当社が所有する情報資産を保護することを目的として「情報セキュリティポリシー」等の諸規程を定め、情報セキュリティ体制を強化しております。具体的には管理部を所管部門とし、管理体制の構築・運用及び情報セキュリティ教育を実施しております。

また、個人情報保護法に対応するため、アクセス制御等を行い法令遵守を図る共に、障害発生時には迅速に対応できるよう社内体制を構築しております。

内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査の状況

当社は会社規模が比較的小さく、独立した内部監査部門を設けておりませんが、監査・報告の独立性を確保した上で、内部監査担当者を他部門と兼務させております(経営企画室1名)。内部監査担当者は、年間内部監査計画を策定し、被監査部門である各事業部に対して監査を実施しております。また、監査結果及び改善事項につき、代表取締役社長へ報告を行い、各事業部に対して改善点事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。なお、経営企画室に対する内部監査につきましては、管理部による相互監査を実施しております。

ロ. 監査役監査

当社の監査役会の体制は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名であります。常勤監査役は、取締役会その他重要な会議体への出席、業務の調査等を通じて取締役の業務の監査を行っております。また、監査役は監査役会を開催し、監査役間での情報共有を行っております。

ハ. 内部監査担当者、監査役及び会計監査人との連携

内部監査担当者及び監査役は、内部監査の実施状況につき、定期的に意見交換を行っております。

また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、監査上の問題点や課題等につき、定期的に情報共有を行うことで連携を図っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。平成28年5月期に係る会計監査の体制は以下の通りであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	比留間 郁夫	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	成島 徹	有限責任 あずさ監査法人

継続監査年数については、7年以内であるため記載しておりません。

・監査業務に係る補助者

公認会計士 7名 その他 2名

社外取締役及び社外監査役

当社は、取締役5名中1名を社外から選任しております。また、監査役3名中3名を社外から選任しております。

社外取締役の武市智行氏は、主にゲーム業界に長年携わっていた深い知見等を豊富に有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役の半谷智之氏は、主に組織運営、コンプライアンス等に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、新株予約権を2個有しておりますが、それ以外には当社との人的関係、取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役の後藤勝也氏は、主に法務に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役の森田徹氏は、主に経営管理に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	33,160	33,160	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外取締役	100	100		1
社外監査役	6,400	6,400	-	3

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針の内容及び決定方法

取締役の報酬額は、平成28年2月10日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。）と定められております。

また、監査役の報酬額は、平成27年4月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。これらの報酬額の決定は、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上7名以下とする旨を定款で定めております。

取締役選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への利益配分を機動的に行うため、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し中間配当を行うことができる旨定款で定めております。

・自己の株式の取得

当社では、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の進行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第426条第1項に基づく取締役会の決議をもって、同法第425条1項に定める額の範囲内で、その損害賠償責任を免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役、会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定められた額と法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約の締結は、当該取締役、監査役、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

（２）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
4,000	1,500	8,000	-

【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている被監査業務の内容としましては、株式上場準備に関する業務等に対する対価であります。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえで監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）及び当事業年度（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成28年12月1日から平成29年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年6月1日から平成29年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応して財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通じて、情報収集を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	619,179	830,714
売掛金	90,243	166,664
前払費用	4,867	17,881
繰延税金資産	3,800	8,590
その他	13,226	795
流動資産合計	731,317	1,024,645
固定資産		
有形固定資産		
建物	-	77,257
減価償却累計額	-	20,881
建物(純額)	-	56,375
工具、器具及び備品	3,523	14,028
減価償却累計額	2,056	3,796
工具、器具及び備品(純額)	1,467	10,232
有形固定資産合計	1,467	66,607
無形固定資産		
ソフトウェア	-	122
無形固定資産合計	-	122
投資その他の資産		
敷金	118,968	120,058
繰延税金資産	540	-
投資その他の資産合計	119,508	120,058
固定資産合計	120,975	186,788
資産合計	852,293	1,211,434

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	24,350	22,155
未払費用	24,908	53,674
未払法人税等	37,307	99,888
預り金	2,747	6,193
賞与引当金	1,055	4,590
資産除去債務	615	-
その他	22,041	36,587
流動負債合計	113,025	223,090
固定負債		
資産除去債務	-	23,361
繰延税金負債	-	5,220
固定負債合計	-	28,581
負債合計	113,025	251,672
純資産の部		
株主資本		
資本金	340,501	340,501
資本剰余金		
資本準備金	339,500	339,500
資本剰余金合計	339,500	339,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	59,266	279,761
利益剰余金合計	59,266	279,761
株主資本合計	739,268	959,762
純資産合計	739,268	959,762
負債純資産合計	852,293	1,211,434

【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,067,920
売掛金	218,587
前払費用	22,450
繰延税金資産	9,836
その他	181
流動資産合計	1,318,977
固定資産	
有形固定資産	54,670
無形固定資産	103
投資その他の資産	
敷金	122,476
投資その他の資産合計	122,476
固定資産合計	177,250
資産合計	1,496,228
負債の部	
流動負債	
未払金	23,873
未払費用	46,157
未払法人税等	85,775
預り金	9,950
賞与引当金	18,168
その他	39,758
流動負債合計	223,684
固定負債	
資産除去債務	23,381
繰延税金負債	3,916
固定負債合計	27,298
負債合計	250,983
純資産の部	
株主資本	
資本金	340,501
資本剰余金	339,500
利益剰余金	565,243
株主資本合計	1,245,244
純資産合計	1,245,244
負債純資産合計	1,496,228

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
売上高	389,024	994,031
売上原価	172,380	404,606
売上総利益	216,644	589,425
販売費及び一般管理費	89,600	258,665
営業利益	127,044	330,759
営業外収益		
受取利息	24	107
その他	30	166
営業外収益合計	55	274
営業外費用		
株式交付費	1,780	-
為替差損	750	1,028
その他	0	228
営業外費用合計	2,531	1,257
経常利益	124,567	329,776
税引前当期純利益	124,567	329,776
法人税、住民税及び事業税	34,645	108,311
法人税等調整額	4,340	971
法人税等合計	30,304	109,282
当期純利益	94,263	220,494

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	121,993	70.8	248,696	61.5
経費	2	50,387	29.2	155,910	38.5
当期売上原価		172,380	100.0	404,606	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
賞与引当金繰入額(千円)	1,077	3,717

2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
地代家賃(千円)	22,663	91,879
サーバ利用料(千円)	27,724	56,432

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成28年6月1日 至平成29年2月28日)
売上高	1,056,242
売上原価	390,785
売上総利益	665,457
販売費及び一般管理費	250,864
営業利益	414,592
営業外収益	
受取利息	8
その他	97
営業外収益合計	106
営業外費用	
為替差損	530
営業外費用合計	530
経常利益	414,167
税引前四半期純利益	414,167
法人税、住民税及び事業税	131,235
法人税等調整額	2,550
法人税等合計	128,685
四半期純利益	285,482

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	90,501	89,500	89,500	34,996	34,996	145,004	145,004
当期変動額							
新株の発行	250,000	250,000	250,000	-	-	500,000	500,000
当期純利益	-	-	-	94,263	94,263	94,263	94,263
当期変動額合計	250,000	250,000	250,000	94,263	94,263	594,263	594,263
当期末残高	340,501	339,500	339,500	59,266	59,266	739,268	739,268

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	340,501	339,500	339,500	59,266	59,266	739,268	739,268
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	220,494	220,494	220,494	220,494
当期変動額合計	-	-	-	220,494	220,494	220,494	220,494
当期末残高	340,501	339,500	339,500	279,761	279,761	959,762	959,762

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	124,567	329,776
減価償却費	2,056	24,406
賞与引当金の増減額(は減少)	1,055	3,535
受取利息	24	107
株式交付費	1,780	-
売上債権の増減額(は増加)	85,907	76,420
未払金の増減額(は減少)	23,612	2,509
未払費用の増減額(は減少)	19,935	28,766
その他	10,645	20,557
小計	97,721	328,004
利息の受取額	24	107
法人税等の支払額	270	48,895
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,475	279,217
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,523	65,896
無形固定資産の取得による支出	-	126
敷金の差入による支出	115,128	1,090
資産除去債務の履行による支出	-	568
投資活動によるキャッシュ・フロー	118,652	67,681
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	498,219	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	498,219	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	477,042	211,535
現金及び現金同等物の期首残高	142,137	619,179
現金及び現金同等物の期末残高	1 619,179	1 830,714

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～6年

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2)賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自平成27年6月1日至平成28年5月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 3~15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2)賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年 6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年 4月 1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる財務諸表への影響額は僅少であり、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年 5月31日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 0%、当事業年度 0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）	当事業年度 （自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日）
役員報酬	7,810千円	39,660千円
賞与引当金繰入額	127	872
外注費	15,403	7,641
消耗品費	14,852	26,724
サービス利用料	9,519	25,609
支払報酬	7,265	26,160
減価償却費	2,056	24,406

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,000	-	-	3,000
A種優先株式	600	-	-	600
B種優先株式（注）	-	500	-	500
合計	3,600	500	-	4,100

（注）B種株式の株式数の増加500株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1, 2	3,000	117,000	-	120,000
A種優先株式（注）1, 3	600	23,400	-	24,000
B種優先株式（注）1, 4	500	19,500	-	20,000
合計	4,100	159,900	-	164,000

（注）1．当社は、平成28年3月7日付で1株につき40株の割合で株式分割を行っております。

2．普通株式の発行済株式数の増加117,000株は株式分割によるものであります。

3．A種優先株式の発行済株式数の増加23,400株は株式分割によるものであります。

4．B種優先株式の発行済株式数の増加19,500株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
現金及び預金勘定	619,179千円	830,714千円
現金及び現金同等物	619,179	830,714

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
資産除去債務の計上額	615千円	23,361千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能に係る未経過リース料

(単位:千円)

	当事業年度 (平成27年5月31日)
1年内	92,924
1年超	97,886
合計	190,810

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能に係る未経過リース料

(単位:千円)

	当事業年度 (平成28年5月31日)
1年内	98,120
1年超	741
合計	98,861

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日となっております。こちらについては、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日における営業債権のうち、98.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	619,179	619,179	-
(2) 売掛金	90,243	90,243	-
資産計	709,423	709,423	-
(1) 未払金	24,350	24,350	-
(2) 未払法人税等	37,307	37,307	-
(3) 預り金	2,747	2,747	-
負債計	64,405	64,405	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年5月31日)
敷金	118,968

(注) 敷金は、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	619,179	-	-	-
売掛金	90,243	-	-	-
合計	709,423	-	-	-

(注) 敷金については、償還予定額が不明なため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日における営業債権のうち、97.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	830,714	830,714	-
(2) 売掛金	166,664	166,664	-
資産計	997,378	997,378	-
(1) 未払金	22,155	22,155	-
(2) 未払法人税等	99,888	99,888	-
(3) 預り金	6,193	6,193	-
負債計	128,238	128,238	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成28年5月31日)
敷金	120,058

(注) 敷金は、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	830,714	-	-	-
売掛金	166,664	-	-	-
合計	997,378	-	-	-

(注) 敷金については、償還予定額が不明なため、記載しておりません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

ストックオプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 240,000株	普通株式 216,000株
付与日	平成26年2月26日	平成27年4月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 平成26年2月26日 至 平成28年2月26日	自 平成27年4月22日 至 平成29年4月22日
権利行使期間	自 平成28年2月27日 至 平成36年2月26日	自 平成29年4月23日 至 平成37年4月22日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成28年3月7日付の株式分割（1株につき40株の割合）、平成29年4月1日付の株式分割（1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 （株）		
前事業年度末	240,000	-
付与	-	216,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	240,000	216,000
権利確定後 （株）		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10	163
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 平成28年3月7日付の株式分割(1株につき40株の割合)、平成29年4月1日付の株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 36,304千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

Stockオプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回Stock・オプション	第2回Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 1名
株式の種類別のStock・オプションの数(注1)	普通株式 240,000株	普通株式 216,000株
付与日	平成26年2月26日	平成27年4月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 平成26年2月26日 至 平成28年2月26日	自 平成27年4月22日 至 平成29年4月22日
権利行使期間	自 平成28年2月27日 至 平成36年2月26日	自 平成29年4月23日 至 平成37年4月22日

	第3回Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 6名 (注2)
株式の種類別のStock・オプションの数(注1)	普通株式 64,000株
付与日	平成27年11月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 平成27年11月18日 至 平成29年11月18日
権利行使期間	自 平成29年11月19日 至 平成37年4月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年3月7日付の株式分割(1株につき40株の割合)、平成29年4月1日付の株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第3回Stockオプションにつき、退職による権利喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員4名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	240,000	216,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	240,000	-
未確定残	-	216,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	240,000	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	240,000	-

	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	64,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	64,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10	163
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	163
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 平成28年3月7日付の株式分割(1株につき40株の割合)、平成29年4月1日付の株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 36,304千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成27年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,209千円
減価償却超過額	540
資産除去債務	203
賞与引当金	387
繰延税金資産合計	4,340
繰延税金資産の純額	4,340

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年5月31日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
住民税均等割	0.4
税額控除	2.0
繰越欠損金の利用	9.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の35.6%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が333千円減少し、当期費用計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

当事業年度（平成28年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	7,173千円
賞与引当金	1,416
資産除去債務	7,153
繰延税金資産小計	15,743
評価性引当額	7,153
繰延税金資産合計	8,590
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,220
繰延税金負債合計	5,220
繰延税金資産の純額	3,369

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	8,590千円
固定負債 - 繰延税金負債	5,220千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年6月1日に開始する事業年度及び平成29年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が118千円減少し、当期費用計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6年と見積り、割引率は0.23%~0.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
期首残高	615千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,330
時の経過による調整額	30
資産除去債務の履行による減少額	615
期末残高	23,361

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	120,059
株式会社ジーニー	99,663

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	361,768
株式会社ジーニー	608,190

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	YJ1号投資事業組合	東京都千代田区	3,000	投資業	(被所有) 直接15.2	出資	B種優先株式 第三者割当増資の引受(注)	122,000	-	-
主要株主	ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区	60,000	投資業	(被所有) 直接12.2	出資	B種優先株式 第三者割当増資の引受(注)	98,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当社が行った第三者割当増資を1株1,000千円で引き受けたものであります。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	今泉 卓也	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接37.8	債務被保証	当社オフィスに係る地代家賃に対する債務被保証(注)	16,875	-	-

(注)債務被保証については、地代家賃に対して債務保証を受けております。また、取引金額につき、当事業年度に支払った地代家賃の金額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っていません。

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	今泉 卓也	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接37.8	債務被保証	当社オフィスに係る地代家賃に対する債務被保証(注)	99,296	-	-

(注)債務被保証については、地代家賃に対して債務保証を受けております。また、取引金額につき、当事業年度に支払った地代家賃の金額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っていません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

	当事業年度 （自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）
1株当たり純資産額	10.89円
1株当たり当期純利益金額	12.83円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2．平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）
当期純利益金額（千円）	94,263
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	94,263
期中平均株式数（株）	7,345,205
（うち普通株式数（株））	6,000,000
（うちA種優先株式数（株））	1,200,000
（うちB種優先株式数（株））	145,205
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数228個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
1株当たり純資産額	37.78円
1株当たり当期純利益金額	26.89円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、また、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
当期純利益金額(千円)	220,494
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	220,494
期中平均株式数(株)	8,200,000
(うち普通株式数(株))	6,000,000
(うちA種優先株式数(株))	1,200,000
(うちB種優先株式数(株))	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数260個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(種類株式の普通株式への転換並びに自己株式の消却)

当社は、平成29年2月15日付をもって、株主の請求に基づき、A種優先株式(24,000株)、B種優先株式(20,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式44,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式につきましては、同日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

優先株式の普通株式への転換方法

1. 転換株式数	A種優先株式	24,000株
	B種優先株式	20,000株
2. 転換により増加した普通株式数		44,000株
3. 増加後の発行済普通株式数		164,000株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は平成29年3月15日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式の分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の割合及び時期

平成29年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき50株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	164,000株
今回の分割により増加する株式数	8,036,000株
株式分割後の発行済株式総数	8,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	32,800,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成29年3月16日
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年4月1日より新株予約権の1株当たりの行使価額を以下の通り調整します。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	500円	10円
第2回新株予約権	8,125円	163円
第3回新株予約権	8,125円	163円
第4回新株予約権	16,000円	320円
第5回新株予約権	16,000円	320円
第6回新株予約権	16,000円	320円

3. 単元株制度の採用

平成29年4月1日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)
減価償却費	17,756千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、開示を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成28年6月1日 至平成29年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	34円81銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	285,482
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	285,482
普通株式の期中平均株式数(株)	8,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成28年11月9日開催の取締役会決議の新株予約権 普通株式30,000株 平成29年1月18日開催の取締役会決議の新株予約権 普通株式270,000株 平成29年1月18日開催の取締役会決議の新株予約権 普通株式100,000株

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は平成29年3月15日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議するとともに、平成29年3月29日開催の臨時株主総会により、単元株制度を採用することを決議いたしました。

1. 株式の分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の割合及び時期

平成29年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき50株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	164,000株
今回の分割により増加する株式数	8,036,000株
株式分割後の発行済株式総数	8,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	32,800,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成29年3月16日
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年4月1日より新株予約権の1株当たりの行使価額を以下の通り調整します。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	500円	10円
第2回新株予約権	8,125円	163円
第3回新株予約権	8,125円	163円
第4回新株予約権	16,000円	320円
第5回新株予約権	16,000円	320円
第6回新株予約権	16,000円	320円

3. 単元株制度の採用

平成29年4月1日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	-	77,257	-	77,257	20,881	20,881	56,375
工具、器具及び備品	3,523	12,284	1,780	14,028	3,796	3,520	10,232
有形固定資産計	3,523	89,542	1,780	91,286	24,678	24,402	66,607
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	126	4	4	122
無形固定資産計	-	-	-	126	4	4	122

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社移転に伴う増加額	46,150千円
	資産除去債務	23,330千円
工具、器具及び備品	本社移転に伴う増加額	7,404千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,055	4,590	1,055	-	4,590

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	104
預金	
普通預金	830,590
別段預金	19
小計	830,609
合計	830,714

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジーニー	99,778
Google Asia Pacific Pte.Ltd.	51,666
株式会社バルウェーブ	9,498
株式会社JTB国内旅行企画	4,849
Performance Horizon Group Limited	436
その他	434
合計	166,664

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
90,243	1,074,106	997,685	166,664	85.7	44

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

固定資産

イ.敷金

区分	金額(千円)
本社賃借敷金	117,463
その他	2,595
合計	120,058

流動負債
イ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	63,232
住民税	13,409
事業税	23,245
合計	99,888

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 http://gamewith.co.jp 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社定款の定めより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ません。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 2月15日	-	-	-	インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 村田 祐介	東京都港区 赤坂一丁目 12番32号	特別利害関係者等 (大株主上位 10名)	A種優先株式 6,000 普通株式 6,000	-	(注)4
平成29年 2月15日	-	-	-	YJ1号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会社 代表取締役 堀 新一郎	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等 (大株主上位 10名)	A種優先株式 2,000 B種優先株式 4,880 普通株式 6,880	-	(注)4
平成29年 2月15日	-	-	-	ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 取締役社長 豊貴 伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等 (大株主上位 10名)	A種優先株式 16,000 B種優先株式 3,920 普通株式 19,920	-	(注)4
平成29年 2月15日	-	-	-	インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 村田 祐介	東京都港区 赤坂一丁目 12番32号	特別利害関係者等 (大株主上位 10名)	B種優先株式 11,200 普通株式 11,200	-	(注)4

(注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年6月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 当社は、平成29年2月15日付をもって、株主の請求に基づき、A種優先株式（24,000株）、B種優先株式（20,000株）の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式44,000株を交付しております。なお、

当社が取得したA種優先株式、B種優先株式につきましては、同日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。

5. 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（注）6	新株予約権	新株予約権（注）5
発行年月日	平成27年4月9日	平成27年4月22日	平成27年11月18日
種類	B種優先株式	第2回新株予約権 （ストックオプション）	第3回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	500株	普通株式 108株（注）4	普通株式 32株（注）4
発行価格	1,000,000円	325,000円（注）4	325,000円（注）4
資本組入額	500,000円	162,500円（注）4	162,500円（注）4
発行価額の総額	500,000,000円	35,100,000円	10,400,000円
資本組入額の総額	250,000,000円	17,550,000円	5,200,000円
発行方法	第三者割当	平成27年4月22日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成27年11月18日開催の定時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	（注）2

項目	新株予約権（注）5	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年11月9日	平成29年1月18日	平成29年1月18日
種類	第4回新株予約権 （ストックオプション）	第5回新株予約権 （ストックオプション）	第6回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式 600株（注）4	普通株式 5,400株（注）4	普通株式 2,000株（注）4
発行価格	16,000円（注）4	16,000円（注）4	16,000円（注）4
資本組入額	8,000円（注）4	8,000円（注）4	8,000円（注）4
発行価額の総額	9,600,000円	86,400,000円	32,000,000円
資本組入額の総額	4,800,000円	43,200,000円	16,000,000円
発行方法	平成28年11月9日開催の定時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成29年1月18日開催の定時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成29年1月18日開催の定時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）2

（注）1．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他

の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年5月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っており、平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、第2回新株予約権の「発行数」は216,000株、「発行価格」は163円、「資本組入額」82円、第3回新株予約権の「発行数」は64,000株、「発行価格」は163円、「資本組入額」82円、第4回新株予約権の「発行数」は30,000株、「発行価格」は320円、「資本組入額」160円、第5回新株予約権の「発行数」は270,000株、「発行価格」は320円、「資本組入額」160円、第6回新株予約権の「発行数」は100,000株、「発行価格」は320円、「資本組入額」160円にそれぞれ調整されております。
 5. 第3回新株予約権につき、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員1名)により、発行数は27株、発行価額の総額は8,775千円、資本組入額の総額は4,387千円となっております。また、第4回新株予約権につき、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員1名)により、発行数は400株、発行価額の総額は6,400千円、資本組入額の総額は3,200千円となっております。
 6. 取得請求権の行使を受けたことにより、その取得と引換にB種優先株式の株主に普通株式を交付するとともに会社法第178条の規定に基づき、平成29年2月15日付で自己株式(B種優先株式)を消却いたしました。
 7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	325,000円	325,000円	16,000円
行使期間	平成29年4月23日から 平成37年4月22日まで	平成29年11月19日から 平成37年4月22日まで	平成30年11月10日から 平成38年11月9日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	16,000円	16,000円
行使期間	平成31年1月19日から 平成38年11月9日まで	平成31年1月19日から 平成38年11月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
インキュベイトファンド3号 投資事業有限責任組合 無限責任組合社員 村田 祐介	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	投資業	280	280,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
YJ1号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会社 代表取締役社長 堀 新一郎	東京都千代田区紀尾井 町1番3号	投資業	122	122,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコSV4共有投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 取締役社長 豊貴 伸一	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	投資業	98	98,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
眞壁 雅彦	東京都港区	会社役員	108	35,100,000 (325,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
東 陽亮	東京都品川区	会社員	5	1,625,000 (325,000)	当社の従業員 (注) 1
石橋 智幸	東京都目黒区	会社員	5	1,625,000 (325,000)	当社の従業員
伊藤 修次郎	東京都台東区	会社員	5	1,625,000 (325,000)	当社の従業員
奥田 大介	東京都渋谷区	会社員	5	1,625,000 (325,000)	当社の従業員
金子 明人	東京都港区	会社員	5	1,625,000 (325,000)	当社の従業員
半谷 智之	埼玉県さいたま市見沼 区	会社役員	2	650,000 (325,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 東 陽亮は、平成28年2月10日付で当社取締役に選任されております。

2. 退職等を理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 平成28年2月10日開催の取締役会決議により、平成28年3月7日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

4. 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大窪 聡	東京都品川区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員
加川 申祐	東京都足立区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等を理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
東 陽亮	東京都品川区	会社役員	1,200	19,200,000 (16,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
阿部 拓貴	東京都目黒区	会社員	800	12,800,000 (16,000)	当社の従業員
伊藤 修次郎	東京都台東区	会社員	800	12,800,000 (16,000)	当社の従業員
奥田 大介	東京都渋谷区	会社員	800	12,800,000 (16,000)	当社の従業員
重藤 優太	東京都港区	会社員	800	12,800,000 (16,000)	当社の従業員
加川 申祐	東京都足立区	会社員	400	6,400,000 (16,000)	当社の従業員
宮原 敏久	東京都世田谷区	会社員	400	6,400,000 (16,000)	当社の従業員
鈴木 悠太郎	東京都渋谷区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員

(注) 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
村田 祐介	東京都港区	会社役員	440	7,040,000 (16,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
高口 智志	東京都渋谷区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員
矢崎 高広	東京都渋谷区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員
堅田 好太郎	東京都港区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員
渡邊 龍太	東京都江東区	会社員	200	3,200,000 (16,000)	当社の従業員
井出 綾子	東京都渋谷区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
伊藤 佳代子	東京都港区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
今井 駿輔	東京都渋谷区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
インジ 晃太郎	神奈川県横浜市西区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
浦邊 毅	神奈川県藤沢市	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
岡 早苗	千葉県印西市	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
岡崎 康介	東京都目黒区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
小畑 俊彦	東京都武蔵野市	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
川島 一樹	千葉県浦安市	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
木船 勇大	東京都豊島区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
楠 正法	神奈川県川崎市中原区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
児玉 優平	東京都港区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
酒匂 比呂美	東京都渋谷区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
佐藤 潤	東京都板橋区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
武居 迪香	東京都世田谷区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
立石 勝輝	東京都港区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
照沼 頌	東京都足立区	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
広瀬 聡子	大阪府吹田市	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員
雷 斯潔	埼玉県新座市	会社員	40	640,000 (16,000)	当社の従業員

(注) 平成29年3月15日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
今泉 卓也 (注) 1, 2	東京都港区	3,100,000	34.07
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区赤坂一丁目12番32号	2,300,000	25.27
YJ1号投資事業組合 (注) 2	東京都千代田区紀尾井町1番3号	1,244,000	13.67
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	996,000	10.95
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区赤坂一丁目12番32号	560,000	6.15
眞壁 雅彦 (注) 3	東京都港区	216,000 (216,000)	2.37 (2.37)
阿部 拓貴 (注) 5	東京都港区	100,000 (100,000)	1.10 (1.10)
重藤 優太 (注) 5	東京都港区	100,000 (100,000)	1.10 (1.10)
東 陽亮 (注) 3	東京都品川区	70,000 (70,000)	0.77 (0.77)
井上 健 (注) 5	東京都港区	60,000 (60,000)	0.66 (0.66)
田村 航弥 (注) 5	東京都港区	60,000 (60,000)	0.66 (0.66)
伊藤 修次郎 (注) 5	東京都台東区	50,000 (50,000)	0.55 (0.55)
奥田 大介 (注) 5	東京都渋谷区	50,000 (50,000)	0.55 (0.55)
加川 申祐 (注) 5	東京都足立区	30,000 (30,000)	0.33 (0.33)
村田 祐介(注) 3	東京都港区	22,000 (22,000)	0.24 (0.24)
宮原 敏久 (注) 5	東京都世田谷区	20,000 (20,000)	0.22 (0.22)
石橋 智幸 (注) 5	東京都目黒区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
大窪 聡 (注) 5	東京都品川区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
堅田 好太郎 (注) 5	東京都港区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
金子 明人 (注) 5	東京都港区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
鈴木 悠太郎 (注) 5	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
高口 智志 (注) 5	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
矢崎 高広 (注) 5	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
渡邊 龍太 (注) 5	東京都江東区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
半谷 智之 (注) 4	埼玉県さいたま市見沼区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
井出 綾子 (注) 5	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
伊藤 佳代子 (注) 5	東京都港区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
今井 駿輔 (注) 5	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
インジ 晃太郎 (注) 5	神奈川県横浜市西区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
浦邊 毅 (注) 5	神奈川県藤沢市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
岡 早苗 (注) 5	千葉県印西市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
岡崎 康介 (注) 5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
川島 一樹 (注) 5	千葉県浦安市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
木船 勇大 (注) 5	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
楠 正法 (注) 5	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
児玉 優平 (注) 5	東京都港区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
小畑 俊彦 (注) 5	東京都武蔵野市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
酒匂 比呂美 (注) 5	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
佐藤 潤 (注) 5	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
武居 迪香 (注) 5	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
立石 勝輝 (注) 5	東京都港区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
照沼 頌 (注) 5	東京都足立区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
広瀬 聡子 (注) 5	大阪府吹田市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
雷 斯潔 (注) 5	埼玉県新座市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
計	-	9,100,000 (900,000)	100.00 (9.89)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10位)

3. 特別利害関係者等(当社取締役)

4. 特別利害関係者等(当社監査役)

5. 当社の従業員

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社GameWith
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GameWithの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GameWithの平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社GameWith
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GameWithの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GameWithの平成27年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年5月23日

株式会社GameWith

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GameWithの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第4期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年12月1日から平成29年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年6月1日から平成29年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GameWithの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。